

## 資料提供

提供年月日：令和3年（2021年）1月5日 9：00

滋賀県特定家畜伝染病対策本部

部 局 名：農政水産部（森川、内本）

防災危機管理局（磧、前田）

電 話：077-528-3853

### 高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる移動制限区域の解除について

東近江市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生について、移動制限区域内（発生農場を中心とする半径3km以内）で新たな発生が認められず、防疫措置の完了後21日を経過したことから、本日1月5日午前0時をもって移動制限区域を解除するとともに、県内すべての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生にかかる全ての防疫措置が終了しましたことをお知らせします。

#### 1. 制限区域の解除について

移動制限区域（発生地から半径3km以内）：1月5日午前0時をもって解除

#### 2. 消毒ポイント運営の終了

運営終了した消毒ポイント

番号	名称	所在地
3	永源寺運動公園	東近江市

- ・我が国において、家さんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、厳に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・農場に対する取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。